

令02原機（科保）145
令和3年3月12日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所
原子炉施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項の規定に基づき、
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定について、
別紙のとおり変更認可を申請いたします。

原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更の内容及び理由

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定の主な変更の内容及び理由は、以下のとおりである。

1. 変更の内容

変更の内容は以下のとおり。詳細を別添「新旧対照表」に示す。

(1) JRR-2原子炉施設における廃棄物保管場所の設置に伴う変更

- 1) 第4編第22条及び別表第9として、廃棄物保管場所の設置に伴う放射性廃棄物の管理に係る記載を追加する。また、当該変更内容を第1編別表第6、第2編第46条の2、第2編第47条及び第4編別図第2（その1）に反映する。

2. 変更の理由

(1) JRR-2原子炉施設における廃棄物保管場所の設置に伴う変更

JRR-2原子炉施設に係る廃止措置計画の変更認可申請に伴い、当該廃止措置計画と整合した記載に変更するため。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

別 添

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定

新旧対照表

第 1 編 総則

令和 3 年 3 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第1編 総則）

変更前	変更後	備考
目次（省略）	目次（変更なし）	
第1章 通則（省略）	第1章 通則（変更なし）	
第2章 保安管理体制（省略）	第2章 保安管理体制（変更なし）	
第3章 品質マネジメント計画（省略）	第3章 品質マネジメント計画（変更なし）	
第4章 放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理（省略）	第4章 放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理（変更なし）	
第4章の2 共通施設の管理（省略）	第4章の2 共通施設の管理（変更なし）	
第5章 核燃料物質等の運搬（省略）	第5章 核燃料物質等の運搬（変更なし）	
第6章 保安教育及び保安訓練（省略）	第6章 保安教育及び保安訓練（変更なし）	
第7章 原子炉施設の定期的な評価（省略）	第7章 原子炉施設の定期的な評価（変更なし）	
第8章 非常の場合に講ずべき措置（省略）	第8章 非常の場合に講ずべき措置（変更なし）	
第9章 研究所に所属しない職員等、及び職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理（省略）	第9章 研究所に所属しない職員等、及び職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理（変更なし）	
第10章 記録及び報告（省略）	第10章 記録及び報告（変更なし）	
別表第1 ～ 別表第5の3（省略）	別表第1 ～ 別表第5の3（変更なし）	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前													変更後													備考
				けるまでの期間 *7													けるまでの期間 *7									
ル	(省略)												ル	(変更なし)												
5. 原子炉施設における放射線の利用記録	(省略)												5. 原子炉施設における放射線の利用記録	(変更なし)												
6. 原子炉施設等の事故記録	(省略)												6. 原子炉施設等の事故記録	(変更なし)												
7. 気象記録 (法第43条の3の2第2項の認可を受けた原子炉及びその付属施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)	(省略)												7. 気象記録 (法第43条の3の2第2項の認可を受けた原子炉及びその付属施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)	(変更なし)												
8. 保安教育の記録	(省略)												8. 保安教育の記録	(変更なし)												
9. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる試験研究用原子炉施設の設備の名称	(省略)												9. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる試験研究用原子炉施設の設備の名称	(変更なし)												
10. 試験炉規則第14条の2各号の規定による試験研究用原子炉施設の定期的な評価の結果	(省略)												10. 試験炉規則第14条の2各号の規定による試験研究用原子炉施設の定期的な評価の結果	(変更なし)												
11. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (他の号に掲げるものを除く。)	(省略)												11. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (他の号に掲げるものを除く。)	(変更なし)												
*1：当該記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間													*1：当該記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間													
*2：原子炉設置変更許可申請書に記載する警報についても記録を行う。													*2：原子炉設置変更許可申請書に記載する警報についても記録を行う。													
*3：原子炉停止中の場合を含む。試験・検査、点検及び保守で計画的に発報させるも													*3：原子炉停止中の場合を含む。試験・検査、点検及び保守で計画的に発報させるも													

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p>のは、記録から除外する。</p> <p>* 4 : 当該記録の保存期間が満了するまで保管する。</p> <p>* 5 : JRR-3、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>* 6 : JRR-3、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>* 7 : JRR-3、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの期間とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存期間は、法43条の3の2第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間とする。</p> <p>別図第1 ～ 別図第2 (省略)</p>	<p>のは、記録から除外する。</p> <p>* 4 : 当該記録の保存期間が満了するまで保管する。</p> <p>* 5 : <u>JRR-2</u>、JRR-3、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>* 6 : <u>JRR-2</u>、JRR-3、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>* 7 : <u>JRR-2</u>、JRR-3、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの期間とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存期間は、法43条の3の2第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間とする。</p> <p>別図第1 ～ 別図第2 (変更なし)</p>	<p>廃棄物保管場所を有するJRR-2における固体廃棄物の保管及び引渡し前の措置に係る記録責任者、保存責任者及び保存期間の変更</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定

新旧対照表

第2編 放射線管理

令和3年3月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第2編 放射線管理）

変更前	変更後	備考
<p>目次（省略）</p> <p>第1章 放射線管理の業務（省略）</p> <p>第2章 管理区域等の管理（省略）</p> <p>第3章 被ばく管理（省略）</p> <p>第4章 環境放射線の管理（省略）</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理（省略）</p> <p>第6章 核燃料物質等の運搬（省略）</p> <p>第7章 廃棄物処理場へ引き渡す放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理 第46条（省略）</p> <p>（廃棄物の仕掛品及び固体廃棄物の引渡し前の措置）</p> <p>第46条の2 課長等は、前条第1項で規定する廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物処理場に引渡す場合は、当該廃棄物の仕掛品を指定の容器に封入しなければならない。ただし、指定の容器に封入することが困難な場合は、当該課長等は、放射性廃棄物管理第1課長及び当該施設の区域放射線管理担当課長と協議し、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 課長等は、前項の規定により廃棄物の仕掛品を封入した容器若しくはこれを収納した輸送用の遮蔽容器又は前項ただし書の措置を講じた廃棄物の仕掛品表面の線量当量率の測定を行うとともに、別表第22に従って区分しなければならない。</p> <p>3 課長等は、廃棄物の仕掛品について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規制対象となる施設から発生する放射性廃棄物（以下「炉規法廃棄物」という。）、放射性同位元素等の規制に関する法律の規制対象となる施設から発生する放射性廃棄物（以下「R I法廃棄物」という。）又はその双方が混在する放射性廃棄物（以下「混在廃棄物」という。）の区分（以下「発生場所の区分」という。）、並びに溶融処理又は処分に係る有害物質（以下「特殊な物質」という。）の有無により区分しなければならない。</p> <p>4 課長等は、前3項の措置を講じた廃棄物の仕掛品について、容器ごとに標識を付け、別表第23に掲げる内容を表示しなければならない。</p> <p>5 JRR-3、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYにおいては、前各</p>	<p>目次（変更なし）</p> <p>第1章 放射線管理の業務（変更なし）</p> <p>第2章 管理区域等の管理（変更なし）</p> <p>第3章 被ばく管理（変更なし）</p> <p>第4章 環境放射線の管理（変更なし）</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理（変更なし）</p> <p>第6章 核燃料物質等の運搬（変更なし）</p> <p>第7章 廃棄物処理場へ引き渡す放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理 第46条（変更なし）</p> <p>（廃棄物の仕掛品及び固体廃棄物の引渡し前の措置）</p> <p>第46条の2 課長等は、前条第1項で規定する廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物処理場に引渡す場合は、当該廃棄物の仕掛品を指定の容器に封入しなければならない。ただし、指定の容器に封入することが困難な場合は、当該課長等は、放射性廃棄物管理第1課長及び当該施設の区域放射線管理担当課長と協議し、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 課長等は、前項の規定により廃棄物の仕掛品を封入した容器若しくはこれを収納した輸送用の遮蔽容器又は前項ただし書の措置を講じた廃棄物の仕掛品表面の線量当量率の測定を行うとともに、別表第22に従って区分しなければならない。</p> <p>3 課長等は、廃棄物の仕掛品について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規制対象となる施設から発生する放射性廃棄物（以下「炉規法廃棄物」という。）、放射性同位元素等の規制に関する法律の規制対象となる施設から発生する放射性廃棄物（以下「R I法廃棄物」という。）又はその双方が混在する放射性廃棄物（以下「混在廃棄物」という。）の区分（以下「発生場所の区分」という。）、並びに溶融処理又は処分に係る有害物質（以下「特殊な物質」という。）の有無により区分しなければならない。</p> <p>4 課長等は、前3項の措置を講じた廃棄物の仕掛品について、容器ごとに標識を付け、別表第23に掲げる内容を表示しなければならない。</p> <p>5 <u>JRR-2</u>、JRR-3、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYにお</p>	<p>廃棄物保管場所の設置に伴う追記</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第2編 放射線管理)

変更前	変更後	備考
<p>項の措置を講じたものを固体廃棄物とする。</p> <p>(封入後の廃棄物の仕掛品及び固体廃棄物の保管)</p> <p>第47条 課長等は、前条の措置を講じた廃棄物の仕掛品を原子炉施設内で保管するときは、第3編、<u>第4編</u>、第8編及び第9編の管理区域を示す図において指定されている廃棄物の仕掛品の保管場所で保管しなければならない。ただし、JRR-3、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYにおいては、前条の措置を講じた固体廃棄物を原子炉施設内で保管するときは、それぞれ<u>第5編</u>から第7編まで、第11編及び第12編の管理区域を示す図において指定されている廃棄物保管場所で保管しなければならない。</p> <p>2 区域管理者は、前項の廃棄物の仕掛品の保管場所を示す標識を設け、当該区域を壁、さく等で区画しなければならない。ただし、JRR-3、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYにおいては、前項の廃棄物保管場所に保管廃棄施設を示す標識を設け、当該区域を壁、さく等で区画し、目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示しなければならない。</p> <p>3 課長等は、廃棄物の仕掛品又は固体廃棄物を封入した指定の容器が金属製でない場合又はビニールシート等により梱包した場合は、金属製の容器又は金属製の保管庫に入れなければならない。ただし、金属製の大型機器(ポンプ、配管、タンク等)であって、これを金属製の容器に入れることが困難な場合は、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等の措置を行うとともに、火災防護上必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第48条 ～ 第49条 (省略)</p> <p>第8章 異常時の措置 (省略)</p> <p>別表第1 ～ 別表第25 (省略)</p> <p>別図第1 (その1) ～ 別図第2 (省略)</p> <p>別記様式第1 ～ 別記様式第6 (省略)</p>	<p>いては、前各項の措置を講じたものを固体廃棄物とする。</p> <p>(封入後の廃棄物の仕掛品及び固体廃棄物の保管)</p> <p>第47条 課長等は、前条の措置を講じた廃棄物の仕掛品を原子炉施設内で保管するときは、第3編、第8編及び第9編の管理区域を示す図において指定されている廃棄物の仕掛品の保管場所で保管しなければならない。ただし、<u>JRR-2</u>、JRR-3、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYにおいては、前条の措置を講じた固体廃棄物を原子炉施設内で保管するときは、それぞれ<u>第4編</u>から第7編まで、第11編及び第12編の管理区域を示す図において指定されている廃棄物保管場所で保管しなければならない。</p> <p>2 区域管理者は、前項の廃棄物の仕掛品の保管場所を示す標識を設け、当該区域を壁、さく等で区画しなければならない。ただし、<u>JRR-2</u>、JRR-3、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYにおいては、前項の廃棄物保管場所に保管廃棄施設を示す標識を設け、当該区域を壁、さく等で区画し、目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示しなければならない。</p> <p>3 課長等は、廃棄物の仕掛品又は固体廃棄物を封入した指定の容器が金属製でない場合又はビニールシート等により梱包した場合は、金属製の容器又は金属製の保管庫に入れなければならない。ただし、金属製の大型機器(ポンプ、配管、タンク等)であって、これを金属製の容器に入れることが困難な場合は、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等の措置を行うとともに、火災防護上必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第48条 ～ 第49条 (変更なし)</p> <p>第8章 異常時の措置 (変更なし)</p> <p>別表第1 ～ 別表第25 (変更なし)</p> <p>別図第1 (その1) ～ 別図第2 (変更なし)</p> <p>別記様式第1 ～ 別記様式第6 (変更なし)</p>	<p>廃棄物保管場所の設置に伴う変更</p> <p>廃棄物保管場所の設置に伴う追記</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定

新旧対照表

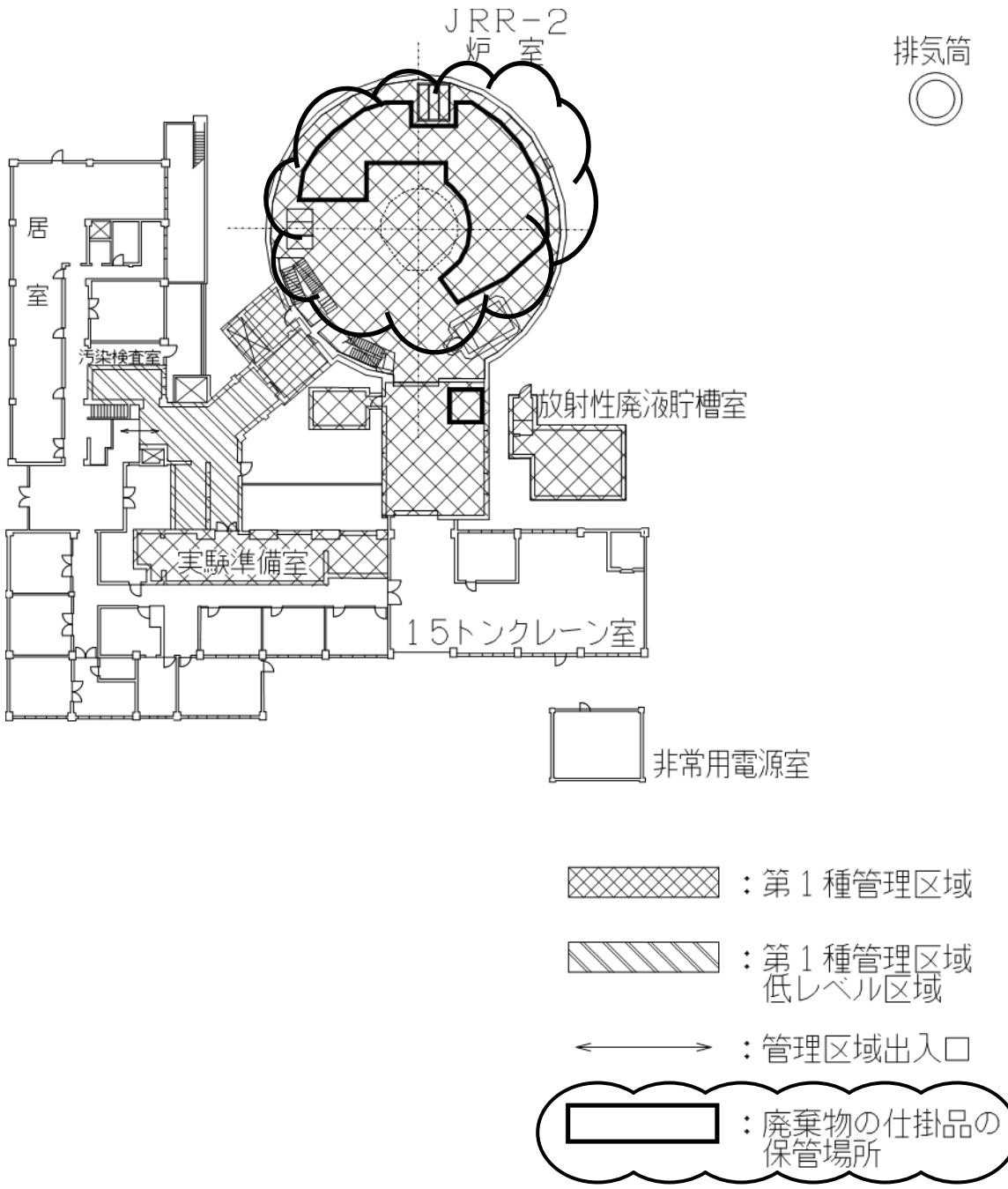
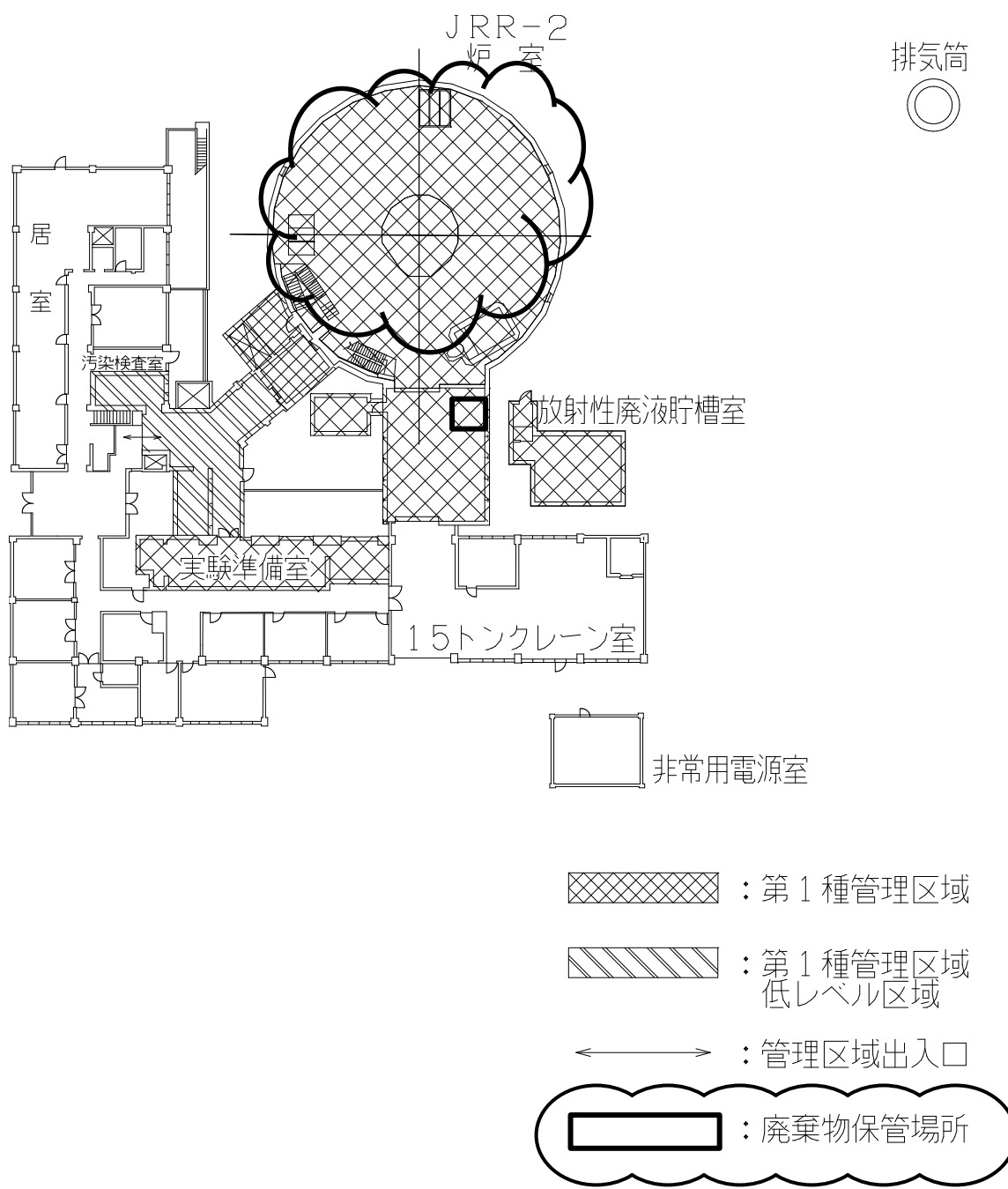
第4編 JRR-2の管理

令和3年3月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

変更前	変更後	備考
<p>第4編 JRR-2の管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則（第1条-第5条）</p> <p>第1章の2 廃止措置管理（第5条の2）</p> <p>第2章 特定施設の運転管理（第6条-第8条）</p> <p>第3章 保守管理（第8条の2-第13条）</p> <p>第4章 異常時の措置</p> <p>第1節 点検等において異常を認めた場合の措置（第14条、第14条の2）</p> <p>第2節 地震後の措置（第15条）</p> <p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置（第16条）</p> <p>第4節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置（第17条）</p> <p>第5章 放射線管理（第18条-第20条）</p> <p>第6章 保安教育（第21条）</p>	<p>第4編 JRR-2の管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則（第1条-第5条）</p> <p>第1章の2 廃止措置管理（第5条の2）</p> <p>第2章 特定施設の運転管理（第6条-第8条）</p> <p>第3章 保守管理（第8条の2-第13条）</p> <p>第4章 異常時の措置</p> <p>第1節 点検等において異常を認めた場合の措置（第14条、第14条の2）</p> <p>第2節 地震後の措置（第15条）</p> <p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置（第16条）</p> <p>第4節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置（第17条）</p> <p>第5章 放射線管理（第18条-第20条）</p> <p>第6章 保安教育（第21条）</p> <p><u>第7章 固体廃棄物の保管（第22条）</u></p>	<p>固体廃棄物の管理に係る記載の追加に伴う目次項目の追加</p>

変 更 前	変 更 後	備 考			
第1章 ～ 第6章 (省略)	第1章 ～ 第6章 (変更なし)	固体廃棄物の管理に係る記載の追加			
	<p>第7章 固体廃棄物の保管 (固体廃棄物の保管)</p> <p>第22条 課長等は、固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの間、JRR-2原子炉施設内で保管するときは、別表第9に掲げる廃棄物保管場所にて保管能力の範囲内で保管しなければならない。</p> <p>2 廃止措置課長は、前項の廃棄物保管場所の異常の有無を確認するため、3月間に1回以上巡視しなければならない。</p>				
別表第1 ～ 別表第8 (省略)	別表第1 ～ 別表第8 (変更なし)	廃棄物保管場所の保管能力の記載の追加			
	別表第9 廃棄物保管場所の保管能力について (第22条関係)				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>保管能力 (個 (20リットル容器換算))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物保管場所</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table>		保管場所	保管能力 (個 (20リットル容器換算))	廃棄物保管場所
保管場所	保管能力 (個 (20リットル容器換算))				
廃棄物保管場所	80				
別図第1 (省略)	別図第1 (変更なし)				

変更前	変更後	備考
<p>別図第2（その1） JRR-2 1階平面図</p>  <p>居室 汚染検査室 放射性廃液貯槽室 実験準備室 15トンクレーン室 非常用電源室</p> <p>排気筒</p> <p>○</p> <p>☁️ : 廃棄物の仕掛品の保管場所</p> <p>別図第2（その2） ～ 別図第2（その3）（省略）</p>	<p>別図第2（その1） JRR-2 1階平面図</p>  <p>居室 汚染検査室 放射性廃液貯槽室 実験準備室 15トンクレーン室 非常用電源室</p> <p>排気筒</p> <p>○</p> <p>☁️ : 廃棄物保管場所</p> <p>別図第2（その2） ～ 別図第2（その3）（変更なし）</p>	<p>仕掛品（解体物）の保管場所の削除</p> <p>記載の適正化</p>